

仮 訳

保険監督者国際機構

国際保険資本基準

経済影響度評価報告書

(2024年12月)

IAIS について

保険監督者国際機構（IAIS）は、200 を超える管轄区域からの保険監督者および規制者である任意のメンバーからなる組織である。IAIS の使命は、保険契約者の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を発展させかつ維持すべく、効果的でグローバルに整合的な保険業界の監督を促すこと、およびグローバルな金融安定に貢献することである。

IAIS は 1994 年に設立され、保険セクターの監督のための原則、基準および他の支援する資料の策定、ならびに、それらの実施を支援する責任を有する国際的な基準設定主体である。また、IAIS はメンバーに対して、保険監督および保険市場に関するメンバーの経験および見解を共有するための議論の場を提供する。

IAIS は、他の国際的な金融政策立案者および監督者または規制者の協会と自身の取組みを調整しており、また、世界的な金融システムの形成を支援している。特に、IAIS は、金融安定理事会（FSB）のメンバーであり、国際会計基準審議会（IASB）の基準諮問会議のメンバーであり、および保険へのアクセスに関するイニシアティブ（A2ii）のパートナーである。また、その結集された専門知識が認められ、IAIS は、G20 のリーダーおよび他の国際的な基準設定主体から、保険の論点のみならずグローバルな金融セクターの規制および監督に関する論点について、定期的に助言を求められている。

さらなる情報は、www.iaisweb.org を参照いただくか、LinkedIn で我々をフォローいただきたい：[IAIS—保険監督者国際機構](#)。

保険監督者国際機構
c/o 国際決済銀行
CH-4002 Basel
Switzerland
Tel: +41 61 280 8090

本文書は IAIS のウェブサイト（www.iaisweb.org）上で入手可能。

著作権：保険監督者国際機構（IAIS）、2024 年

無断転載禁止。出典表示を条件に、概要の引用について、複製または翻訳を許可する。

目次

略語集	4
1 概要	5
2 背景	6
2.1 ICSの目的と開発の歴史.....	6
2.2 ICS経済影響度評価の手法と範囲.....	6
3 IAIGが提供する保険商品への影響	8
3.1 価格設定.....	8
3.2 長期保証.....	8
4 IAIGの投資方針への影響	10
4.1 投資戦略の転換の可能性.....	10
4.2 分散投資とリスク管理への影響.....	10
4.3 市場リスク軽減のためのデリバティブ利用の増加.....	10
4.4 その他のリスクに対するリスク軽減実務の進化.....	11
4.5 プロシクリカリティ.....	11
4.6 金融市場への影響.....	11
5 資本への影響	12
5.1 IAIGの資本または負債の調達能力.....	12
5.2 全体的な資本充分性.....	12
5.3 ソルベンシー・シグナルの適切性.....	12
6 IAIGの事業モデルと収益性への影響	13
6.1 特定の地域における収益性への潜在的な悪影響.....	13
6.2 初期的および継続的な導入コスト.....	13
7 ICS導入によるその他の影響	15
7.1 内部モデルの役割が高まる可能性.....	15
8 ICS導入のメリット	16
8.1 調和.....	16
8.2 国境を越えた監督上の協調の促進.....	16
8.3 投資家と格付機関に対する透明性.....	16
8.4 保険契約者保護と市場の安定性の向上.....	16

略語集

ComFrame (IAIGの監督のための共通の枠組み)

EIA (経済影響度評価)

ESR (経済価値ベースのソルベンシー比率)

FSB (金融安定理事会)

GAAP (一般に公正妥当と認められた会計原則)

GWS (グループ全体の監督者)

IAIG (国際的に活動する保険グループ)

IAIS (保険監督者国際機構)

ICS (国際保険資本基準)

JFSA (日本の金融庁)

MAV (市場価値調整ベース評価)

NAD (中立的に調整された緩和措置)

NDSR (非債務不履行スプレッド・リスク)

PCR (規定資本要件)

VaR (バリュー・アット・リスク)

1 概要

1. 国際保険資本基準（ICS）は、国際的に活動する保険グループ（IAIG）に対する連結グループベースの資本基準として開発されている。ICSの目的は、グループの資本基準におけるグローバルなコンバージェンスを強化するために、IAIGのグループソルベンシーの監督上の議論に用いる共通言語を策定することである。加えて、IAIGの健全な管理を促し、透明性を高めることも目的としている。このように、ICSは保険契約者保護を向上させ、グローバルな金融安定の維持に貢献するものである。
2. IAIGの規定資本要件（PCR）としてのICSの実際の導入に先立ち実施されたこの経済影響度評価（EIA）は、定性的なものであり、ICSの仕様が一貫して導入されると仮定した場合の保険商品、投資方針、資本、および事業モデルへの影響を評価しながら、管轄区域を超えたICS導入の潜在的な影響を掘り下げている。
3. モニタリング期間中にIAIG、監督カレッジ、およびその他のステークホルダーから収集したデータと追加的なフィードバックで補完されたEIAは、以前のバージョンからの改善点を包含しており、PCRとしてのICSの最終版に反映された。
4. 特に2023年市中協議文書¹に対してステークホルダーから提供された意見では、商品状況の変化から、資産配分、リスク管理実務、および市場ダイナミクスの変化まで多岐にわたる、ICSの実施による潜在的な影響が指摘されている。
5. ICSの採択は、IAIGの資本調達プロセスを簡素化するのみならず、透明性を高めることが期待される。IAIGの全体的な資本充分性は、ICS導入後も安定的に推移すると予想される。
6. 収益性への潜在的な影響は、異なる資本要件のコンバージェンスに基づき、地域によって異なる可能性がある。初期的および継続的な導入コストは、管理可能であると予想される。
7. ICSは、監督当局の行動と協力を強化すること、および潜在的には投資家と格付機関にとっての標準化された指標となり、最終的には保険契約者保護と世界の金融安定を確保する一助となることが期待されている。

¹ [規定資本要件としての国際保険資本基準に関する市中協議 - 保険監督者国際機構 \(iaisweb.org\) 監督者\(iaisweb.org\)](#)

2 背景

2.1 ICSの目的と開発の歴史

8. ICSは、国際的に活動する保険グループ（IAIG）に対する連結グループベースの資本基準として開発されている。ICSは、IAIGの監督のための共通の枠組み（ComFrame）の一部としてIAIGに適用される。ComFrameの定性的な構成要素は2019年に採択されたが、ICSはComFrameの定量的な構成要素を形成することになる。
9. ICSは、保険契約者の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を發展させかつ維持することを目的とした、効果的かつグローバルに統合的な保険業界の監督の促進、およびグローバルな金融安定への貢献というIAISの使命に照らして策定された。
10. 2013年10月9日、IAISは金融安定理事会（FSB）の要請²に応え、リスクベースの国際的な保険資本基準を開発する計画を発表した。この発表後、IAISはIAIGを含むボランティアの保険グループと、複数年にわたる定量的なフィールドテストのプロセスを実施した。IAISは2014年から2019年にかけて、ICSを開発する中で6回の定量的フィールドテストを実施した。それぞれの定量的ICSフィールドテストは、ボランティアグループにより提出されたデータのIAISによる分析、ならびに提出物または特化したワークショップを通じてボランティアグループにより提供された追加のフィードバックおよびコメントにより、知見を得た。フィールドテストのプロセスに加えて、IAISは、特化したステークホルダーとの会議および、ICSに関する3回の市中協議を通じて、より広範なステークホルダーのグループと関わりを持った。
11. 2019年11月、IAISはICSバージョン2.0を採択した。2020年1月からは、ICSは5年間のモニタリング期間に入ったが、この間にICSバージョン2.0は、グループ全体の監督者（GWS）に対する非公開ベースでの報告、監督カレッジにおける協議、およびIAISによるさらなる分析に使用された。
12. ICSは、2024年12月5日にIAIGの規定資本要件（PCR）として採択された。これは、IAISに代表される監督者が、それぞれの管轄区域における具体的な市場状況を考慮して実施する、または実施を提案する、達成すべき最低基準を構成するものである。³

2.2 ICS経済影響度評価の手法と範囲

13. ICSがモニタリング期間に入るための合意の一環として、2025年のPCRとしてのICSの導入に先立ち、IAISはICSの経済影響度評価を作成することを約束した⁴。この評価の目的は、ICSの導入によるプラスまたはマイナスの潜在的に重大な影響について理解を深め、PCRとしてのICSの最終化に反映させることである。
14. 評価は、2023年のモニタリング期間に公表されたPCRとしてのICS最終化に向けた案を用いて行われた。分析とフィードバックは、IAIGが本部を置く管轄区域において、このバージョンのICSが一貫して実施されることを前提としている。
15. この評価では、様々な地域にわたる問題を検討し、保険会社の市場運営、金融市場、保険商品の入手可能性などに影響を及ぼす可能性のあるもの等の幅広い影響をカバーしている。特に、ICSの導入が以下の4つの分野に与える可能性のある影響の評価に焦点を当てている。
 - a. IAIGが提供する商品（特に長期の商品、その保証、期間および特徴、および潜在

² http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_130718.pdf

³ 基準設定主体としてのIAISは、管轄区域におけるPCRとしてのICSの導入を直接義務付ける法的権限を持たないが、IAIS規約第6条(6)(b)は、IAISメンバーが「特定の市場環境を考慮しながらIAISの監督マテリアルを実施する」ことの遵守に言及している。

⁴ [191120-Explanatory-Note-on-the-ICS.pdf \(iaisweb.org\)](https://www.iaisweb.org/191120-Explanatory-Note-on-the-ICS.pdf)

的なプロテクションギャップのリスクについて)

- b. IAIGの投資方針（特に資産配分の重大な変更について）
 - c. IAIGが資本または負債を調達する能力
 - d. IAIGの事業モデルおよびその収益性
16. このEIAの目的は、定量的な費用便益分析を行うことではない。導入コストは、ICSの設計とフィールドテストの段階を通して、年次データ収集に付随する定性的なアンケートを通じて検討された。さらに、ICS導入の限界コストを、ComFrameやGAAP（一般に公正妥当と認められた会計原則）、または現在もしくは将来の規制要件の導入に関連する他のコストに対して分離しようとする場合、多くの方法論上の課題がある。特に、類似のITプロセスやデータ要件を使用するリスクベースの基準への移行過程にある複数の管轄区域では顕著である。
17. EIAの手法は、IAIGや関係監督者のみならず、可能な限り広範なステークホルダーが意見を表明できるようにすることを目指した。これには、消費者団体、格付機関、およびその他のステークホルダーが含まれ、地理的な多様性に重点が置かれた。これには以下のステップが含まれた。
- a. 2022年12月の対面イベントに続き、2023年1月にバーチャル・ステークホルダー・イベントが開催された。両イベントとも、参加者がICS EIAの重要な焦点領域について意見を提供する機会となった。
 - b. 2023年のモニタリング期間には、ICSの経済的影響に関する質問を含むアンケートがボランティアの保険グループに提出された。さらに、2023年のICSの結果を検討する監督カレッジにも、このテーマについて意見を述べるよう求めた。
 - c. 2023年6月に開始されたPCRとしてのICS最終化に向けた案に関する市中協議には、特にEIAに関する34の質問が含まれていた。それぞれの質問に対して、40のステークホルダーから20~35の意見が寄せられた。これらの意見は貴重なインプットであり、本報告書に情報提供を行った。これらは、ICSの影響に関する幅広い意見を提供するものである。これらの意見は、機密扱いとせずに提出されたものであることを条件に、PCRとしてのICS最終化に向けた案に関する2023年市中協議に対する意見への回答文書に含まれる。
 - d. IAISは、PCRとしてのICS最終化に向けた案に関する2023年市中協議の開始後、2023年6月にICSとEIAに関するパブリック・バックグラウンド・セッションを開催した。

3 IAIG が提供する保険商品への影響

18. IAIGが提供する保険商品に対するICSの潜在的な影響を評価することは、その広範な影響を理解する上で不可欠である。本セクションでは、商品の価格設定、長期保証の提供、および保険商品の特徴全体における、潜在的な変化について検討する。これにより、ICSの要件に適合するようIAIGがどのように商品内容を調整し得るかについての洞察が得られ、保険契約者保護と市場の安定を継続的に確保するための監督当局の取組みに役立つことになる。

3.1 価格設定

19. ICSのようなリスクベースの資本アプローチは、効果的なリスク管理を促進し、リスクの適切な考慮の仕方という点で、商品提供と商品価格設定の両面でイノベーションを促すと期待されている。ICSは、資本要件を各保険会社の総合的なリスク・プロファイルと整合させることで、より洗練されたリスクの評価・管理ツールを促進することになる。これらのツールは、エマージングリスクも含めた広範なリスクをよりよく理解し、軽減するように設計される可能性がある。このようなイノベーションの必要性が保険業界の競争状況により、さらに高まっている。特に、リスクを正確に価格設定し（これはグローバルな資本フレームワークが存在する中でますます必要とされるようになった）包括的な補償を提供する能力が、大きな競争上の優位性を提供しうる。したがって、このアプローチは、（リスクが適切に価格設定され、管理されることで）保険契約者保護を強化し、必要な補償を適切な価格で利用できるようにすることができる。
20. 内部相互融資は、保険グループ内で一般的に行われている慣行であり、より収益性の高い事業種目の利益を、低収益の事業種目の補助金として活用することを意味する。より透明性の高いリスクベースの価格設定手法は、ICSによって促進されることで、様々な事業種目間の内部相互融資をより明確にし、一部の保険商品の価格設定に影響を与える可能性がある。ICSは、特にその市場価値調整評価（MAV）枠組みを通じて、IAIGが提供する商品の根本的なリスクをさらに理解すること、およびその際に一部の生命保険に組み込まれている保証など、商品の各構成要素に関連するコストについてより正確な洞察を得ることに役立つ可能性がある。ICSが資本の融通性に関する制限を含まず、ICSリスクモジュール間の合算による分散効果を認めているとしても、ICS が可能にするより透明性の高いリスクベースの価格設定は、IAIGが各事業種目の財務業績をより独立の視点で検討するよう促す可能性があり、IAIGによる商品提供全体に影響を与え、リスクに関する洞察の向上に対応して価格の引き上げや引き下げを招く可能性がある。

3.2 長期保証

21. ICSの策定過程や2023年市中協議への意見において、一部のステークホルダーは、特に長期の生命保険の保証に焦点を当て、ICSの導入が特定の商品の設計、価格設定、または利用可能性に影響を与える可能性があるとの懸念を共有している。このフィードバックによると、このような影響は、長期にわたる保険商品に対してより高い定量的要件を課す可能性があるMAV枠組みの設計に起因する。特に、IAIGがすでに導入している資産と負債のマッチング戦略の適切性をMAVの割引アプローチが十分に認識していない可能性があることを強調する回答者も存在した。
22. IAIS は、例えば、割引目的の非固定利付資産から生じるスプレッドの認識など、寄せられたフィードバックに基づいてICSの調整を行ったが、ICSはリスクベースの制度であるため、IAIGが提供する商品に関しては中立であることに留意すべきである。ICSは、特定の商品の提供を排除することを意図しているのではなく、IAIGが、1年間の計測期間における99.5%のVaR（バリュー・アット・リスク）に基づき、保険契約者に目標とする保障水準を提供できるよう、そのリスク・プロファイル（提供する保険商品の選択を含む）を考慮して十分な資本水準を確保することを目的としている。

23. ICSのフィールドテストおよびモニタリング期間中のデータ収集により、ICSの適用が予想されるIAIGの大部分をカバーする異なるタイプのボランティア保険グループ（生保、損保、生損保兼営）に対するICSの影響について、さまざまなバージョンのICSにおいて重要な洞察が得られた。そのため、フィールドテストおよびモニタリングの期間中、IAISはこの潜在的な影響の程度を検討し、必要な場合には変更を導入することができた。特に、2024年のデータ収集の一環としてMAVアプローチ、ならびに金利リスクおよび非債務不履行スプレッド・リスクの資本チャージの設計に関するさらなる変更が検討されたが、これらは一部のステークホルダーから、長期保証商品に意図せざる結果をもたらす潜在的な要因の一つであると指摘されたものである。

ICSが保険商品に与える影響は多面的である。短期的には調整が予想されるが、長期的な展望としては、透明性の向上、イノベーション、および効率的なリスク管理が含まれ、最終的には保険契約者の利益と保険業界の強化につながる可能性がある。

4 IAIGの投資方針への影響

24. IAIGの投資戦略は、その財務の健全性と安定性の不可欠な要素である。本セクションでは、ICSが資産配分、リスク管理実務、および市場リスク軽減のためのデリバティブの利用にどのような影響を与え得るかを検討する。また、分散戦略、プロシクリシティ、およびより広範な市場への潜在的な影響についても検証する。こうした潜在的な変化を理解することは、機関投資家としてのIAIGや、グローバルな金融システムにおけるIAIGの役割に対するより広範な影響を評価する上で重要である。

4.1 投資戦略の転換の可能性

25. ICSはリスクベースの規制枠組みとして、IAIGに対して特定の投資戦略を規定したり、優遇したりするものではない。また、特定の投資選択に制限を課すものでもない。
26. しかし、市中協議への一部回答者は、IAIGの投資戦略が変化することが予想されるとの見解を共有した。これは、ICSが関連する負債に関して、様々な資産クラスに対応するリスク・レベルに沿った資本チャージを導入することになるためである。特に資産・負債の法定評価において市場価値の評価手法が十分に適用されていない地域では、現地の既存の規制においては、明示的な、または市場主導の資本要件の対象とならない投資商品が存在した可能性がある。⁵

4.2 分散投資とリスク管理への影響

27. ICSのトータル・バランスシート・アプローチ⁶は、資産・負債の総合的な管理を重要視している。IAIGは、負債との整合性を高め、リスク管理を強化するため、投資ポートフォリオの微調整をもって対応することが考えられる。この調整には、分散戦略や、資産と負債のデュレーション・ギャップの修正が含まれる可能性があり、長期の固定利付資産やデリバティブの利用が選好される可能性がある。
28. 市中協議への一部意見は、長期固定利付資産の投資比率を高める方向へのシフトは、そのような金融商品の供給が乏しい場合に課題となる可能性があることを強調していた。IAIGは、そのようなギャップを埋めるために、より複雑な仕組資産を模索することになるかもしれないが、これはリスク管理に課題をもたらし、市場動態に影響を与える可能性がある。資本市場が限定されている環境では、IAIGは国内市場の制約を克服するために外貨建投資にシフトする必要がある可能性があり、追加的な為替リスクが生じうる。しかしながら、ICSではそのようなリスクを定量化し、外国投資の増加が適切な所要資本と整合することを確保する。

4.3 市場リスク軽減のためのデリバティブ利用の増加

29. 市中協議への一部回答者は、市場リスク・エクスポージャーにより効果的に対処するため、ICSの導入に対応してIAIGがデリバティブの利用を増やす可能性を示唆した。このような戦略的調整は、デリバティブを通じた金融安定リスクの伝播に影響を与える可能性がある一方、バランスシート上の変動のボラティリティを最小化し、IAIGの全体的なリスク管理枠組みを強化することを目的としている。

⁵ 2023年、日本の金融庁は、2025年度の導入を目指すICSと実質的に同様の規制である経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）規制に対応するため、金融市場へのリバランスを行った場合の潜在的な影響について包括的な調査を行った。新制度の下で、ESRターゲット水準を達成するために、日本の保険会社の中には株式の売却を検討する会社も出てくるかもしれないが、金融庁の調査では、日本の保険会社が保有する主要な資産に関連した市場への影響は限定的なものにとどまる可能性が高いと予想している。この分析では、金融危機シナリオを含む様々なシナリオを検討しており、IAIGの投資調整の潜在的なダイナミクスについて貴重な洞察を提供している。

⁶ ICSは、資産および負債の一貫した測定、ならびにリスクおよびそれらがバランスシートの全構成要素に及ぼす潜在的影響についての明確な特定と一貫した測定に基づく、IAIGの全体的な財務状況の評価を規定することを目的としている。

4.4 その他のリスクに対するリスク軽減実務の進化

30. 市場リスク以外にも、IAIGはICSの下で様々なリスク軽減のアプローチを見直す可能性がある。ICSの導入を受けて、IAIGが新たなリスク軽減戦略を積極的に拡大または追求するインセンティブが生じる可能性がある。例えば、生命保険会社はリスク軽減取組みの一環として、巨大災害死亡リスクや長寿リスクを証券化するより革新的なアプローチなど、さまざまな方策をさらに模索する可能性がある。

巨大災害死亡リスクや長寿リスクの証券化においては、こうしたリスクを裏付けとする金融証券の発行を含んでおり、保険会社はリスクの一部を資本市場に移転することが可能となる。巨大災害死亡リスクの場合、証券化には、特定の巨大災害の発生にリターンが連動する債券やその他の金融商品を発行することが考えられる。同様に長寿リスクについては、IAIGは特定の人口集団の平均寿命に連動した証券の発行をより積極的に検討する可能性がある。こうした革新的な金融商品は、リスクを外部に移転する手段をIAIGに提供するだけでなく、保険業界における、よりダイナミックかつ対応力のあるリスク軽減取組みの進展に貢献する可能性がある。

4.5 プロシクリカリティ

31. 市中協議への一部回答は、ICSがプロシクリカルな投資行動を悪化させる可能性を指摘した。特に市場が低迷した場合、ソルベンシー・ポジションを維持しようとするIAIGは、市場価格が既に低迷している資産を売却して、リスク・チャージが課されない国債を購入するインセンティブを持ち、当初保有した資産の市場価格をさらに下落させる可能性があるという懸念が提起された。ICSの株式リスクの手法に組み込まれている中立的に調整された緩和措置（NAD）⁷のようなカウンターシクリカルなツールは、そのような事態の発生を防ぐことに役立つはずである。さらに、MAVアプローチのミドル・バケットとトップ・バケット⁸は、特に長期の保険商品について、信用スプレッドの短期的な市場ボラティリティが技術的準備金の計算に与える影響を和らげる効果がある。したがって、市場のボラティリティが高まっている時期には、このような負債のバケッティングが保険負債の評価を安定させ、所要資本の過度な変動を防ぐことに貢献し、これによりプロシクリカルな影響を緩和する可能性がある。信用スプレッドの変動における上限と下限は、潜在的な非現実的シナリオや、初期の高スプレッド環境におけるプロシクリカルな挙動を回避するために、非債務不履行スプレッド・リスク（Non-Default Spread Risk）モジュールにも組み込まれている。

4.6 金融市場への影響

32. 市中協議への一部回答は、IAIGによる長期債への需要のシフトの結果、ICSにおけるリスクベース・アプローチが債券市場の全体動態に影響を与える可能性を指摘した。機関投資家としてのIAIGの役割から、デュレーション・マッチングに適しているとIAIGが判断した場合には、この影響は観察された信用スプレッドに及び、不動産など他の市場にも影響を及ぼす可能性がある。

ICSの導入は、リスク／リターン・プロファイルの最適化に重点を置くIAIGの投資方針に潜在的な影響を与え、機関投資家としての保険会社の役割のため、より広範な市場に影響を与える可能性があると予想される。

⁷ NADは、株式リスク・チャージの追加的な構成要素であり、株式市場が予想を下回る場合には株式リスク・チャージを減額し、予想を上回る場合には増額する。このような措置の目的は、株式市場の変動がIAIGに及ぼす影響を相殺し、プロシクリカルな投資行動（投げ売り）のリスクを低減することである。

⁸ MAVアプローチでは、保険負債は裏付け資産とのマッチングの度合いに基づいて3つのカテゴリー（ジェネラル・バケット、ミドル・バケット、トップ・バケット）に分類され、その結果、カテゴリーごとに異なる割引率が適用される。

5 資本への影響

33. 資本充分性は、保険グループのソルベンシーと財務のレジリエンスの基礎となる。本セクションでは、IAIGの資本または負債を調達する能力、全体的な資本充分性、およびソルベンシー・シグナルの適切性にICSが与える潜在的な影響を評価する。これらの要因の検証を通じて、ICSがIAIGの資本構成と財務健全性にどのような影響を与えうるかをよりよく理解することを目的とする。

5.1 IAIGの資本または負債の調達能力

34. グローバルなリスクベースの枠組みの採用は、グローバルな保険セクターの透明性を向上させる可能性がある。この透明性の向上は、グループレベルで利用可能なソルベンシー情報の収斂により、IAIGの資本調達プロセスを簡素化する可能性が高い。

5.2 全体的な資本充分性

35. 最近のモニタリング期間におけるデータ収集の結果は、ICSにおける所要資本または利用可能資本について一様な増加予想は示していない。モニタリング期間に参加したIAIGの大多数は、ICSの下で強固な資本ポジションを維持しており、そのICS比率が一貫して100%を上回っていることは注目される。
36. IAIGの全体的な資本充分性は、ICS導入後も安定的に推移すると予想される。現在、根本的な事業上の問題に起因する課題に直面している限られた数のIAIGは、ICS導入後、各国の監督者が実施する経過措置の支援を受けて、事業モデルを調整する機会を有すると予想される。

5.3 ソルベンシー・シグナルの適切性

37. 市中協議の中で、一部関係者はICS導入に伴い、ソルベンシー・シグナルに関する懸念を表明した。寄せられた意見によると、ICSの動態は、各地域における既存の健全性枠組みと比較して異なるソルベンシー・シグナルをもたらし、その結果意思決定プロセスに影響を与える可能性がある。
38. ICSは、1年という時間軸の中で保険会社が直面するすべての重大なリスクが適切に反映されるよう設計されている。ICSの下でリスクベースの評価が重視されることによって、市場における実際の課題や不確実性を考慮したIAIGにおける財務健全性について、包括的な評価が促進されるはずである。このようなきめ細かなアプローチは一般的に、現実的かつ即応的な規制枠組みに貢献するはずである。
39. ソルベンシー・シグナルに関する懸念は、透明性とリスク感応度の強化という利点に影を落とすべきではない。ICSの動的な性質は、IAIGの財務のレジリエンスを理解し、規制当局やステークホルダーが十分な情報に基づいた意思決定を行うことを可能にするはずである。

*ICSの導入は、IAIGの資本または負債の調達能力に影響を及ぼすと予想される。
IAIGの全体的な資本充分性は、ICS導入後も安定的に推移すると予想される。*

6 IAIGの事業モデルと収益性への影響

40. ICSの導入により、IAIGの事業モデルと収益性戦略の調整が必要となる可能性がある。本セクションでは、ICSが各地域の収益性にどのような影響を与えうるか、初期的および継続的な導入コスト、IAIGが商品ポートフォリオと価格設定戦略を再評価する必要性が生じる可能性について検討する。これらの影響を分析することによって、IAIGが新たな規制環境と関連コストに対応して行うことが想定される戦略的調整について、予測することを目的とする。

6.1 特定の地域における収益性への潜在的な悪影響

41. ICSは、より適切なリスクの価格設定につながりうる一方、当該基準によって、一層高水準の資本要件が課される地域では、特定の保険商品における収益性を低下させる可能性がある。このためIAIGは、ICS導入後における規制環境の変化に適応するため、商品ポートフォリオと価格設定戦略の再評価を迫られる可能性がある。
42. 市中協議の回答者は、ICSが収益性に与える影響について意見を共有した。北米地域では、長期保険商品の収益性が低下する可能性があるとの意見が寄せられた。特に金利保証、ユニバーサル生命保険の保証、および変額年金商品の保証給付など、保証機能を伴う商品の収益性が低下する可能性があるとされている。アジア地域では、特に株式に依存している市場において、ICSは投資戦略に潜在的な影響を与えうる要因であり、保険商品の収益性に影響を与える可能性があると予見されている。日本と欧州のステークホルダーは、概して収益性への影響はほとんどないと予想している。

6.2 初期的および継続的な導入コスト

43. ICSに沿った新たな規制ルールや資本基準の導入は、影響を受ける企業と監督当局の双方にコストをもたらす可能性がある。
44. これらのコストは、リスク管理体制の更新とリスクベースのアプローチへの移行への投資となる可能性がある。こうしたコストの程度は、ICS導入の性質と範囲に左右される。特に、保険会社がすでにICSに類似した健全性枠組みの適用下にある場合には、グローバル基準の追加コストは大幅に低くなると予想される。ICSと完全に整合するように監督者が監督枠組みを更新するまでは、ICSと既存要件の双方を計算することに関連するコストが発生する可能性がある。
45. 市中協議への回答で指摘されたように、一部の管轄区域において、監督者、保険数理人、会計士、アナリスト、および経営陣にとってICSは新奇なものであるため、その内容に関する教育を行うことは固有の課題を伴う重要な作業となる可能性がある。こうした教育的側面は、導入に伴うコストに関する複雑性や不確実性をもたらす可能性がある。しかしながら、IAIGの多くは、ICS開発のフィールドテスト段階やモニタリング期間中、10年以上にわたってICSのデータ収集に参加してきたため、既にICSへの理解を有している。
46. ICSが保険会社の業務コストに与える影響についての市中協議文書への回答を分析したところ、これらのコストは全体として管理可能であることが示されている。
47. 監督カレッジから寄せられたフィードバックによると、一部の管轄区域については、ICSの導入に際して保険グループによる追加的なリソースの配分が必要になる可能性がある。このようなリソース配分は、IT関連コストにとどまらず、教育、訓練、および主要リソースに関する検討など、より広範な範囲に及ぶ可能性がある。
48. 初期段階において、保険グループは既存のモデルを活用し、簡便法やジャッジメントを用いてICSの結果を生成する可能性がある。しかし、時間の経過とともに、ICSの導入を強化するために追加的なリソースが必要になる可能性がある。これには、システムの改良、モ

デルの開発、および厳格なプロセス統制の実施が含まれる。

49. 潜在的なリソース不足が生じることでICSの導入にさらなる複雑性がもたらされ、プロセスのスピードと実効性の双方に影響を与える可能性がある。このような状況では、直面する課題を軽減するために、移行措置を検討または計画することが重要になる。
50. ICSの結果の年次報告に加え、より頻繁なモニタリングが必要となり、結果リソース配分が必要となる可能性がある。これらのリソースは、管理体制の構築、計算結果の分析、報告プロセスの確立、および監査の監督に充てることが考えられる。
51. さらに、ICSの影響を事業計画、戦略、リスク管理プロセス、および経営トップやステークホルダーとのコミュニケーションに統合するためには、さらなるリソースが必要になる可能性がある。

ICSの導入はIAIGの事業モデルに影響を与え、一部事業ラインの収益性を低下させる可能性がある。ICSの導入は、ほとんどの監督者およびIAIGにとって、初期的・継続的なコストをもたらすが、これらは管理可能であると予想される。これらコストは、既存の健全性枠組みやリスク管理システムの状況により、グループによって異なる可能性がある。

7 ICS 導入によるその他の影響

52. 商品、投資、資本および事業モデルへの直接的な影響にとどまらず、IAIGやより広範な保険業界に対して、ICSはさらなる影響を及ぼす可能性がある。本セクションでは、内部モデルの役割が高まる可能性について検討する。これらの追加的な側面を検討することで、ICSが保険業界における規制の枠組みやリスク管理の実務にどのような影響を及ぼすかについて、包括的な視点を提供することを目的とする。

7.1 内部モデルの役割が高まる可能性

53. ICSは、GWSの事前承認と一連の要件への準拠を条件として、内部モデルを所要資本算出手法の1つに含めている。GWSが内部モデルの使用を認めた場合、IAIGは内部モデル使用の認可申請を行うかを判断することができる。したがって、ICSの導入に伴い、規制対応目的の内部モデルの採用が増加する可能性がある。
54. 各地域における監督当局の承認を得たIAIGによる内部モデルの採用は、保険会社の財務ポジションのより正確なリスク分析、統制および管理に貢献する可能性がある。このことは、市場危機時において画一的かつプロシクリカルな行動を回避する上で特に重要であり、システミック・リスクを軽減する可能性がある。
55. しかしながら、内部モデルの使用は、導入の複雑さ、追加的なモデル・リスクの管理の必要性、多様な市場環境における信頼性と実効性を確保するための一貫した監督上の監視の必要性など、新たな課題をもたらす可能性がある。

8 ICS 導入のメリット

56. ICSは新たな規制要件を導入するものであるが、グローバルな保険セクターの安定性と透明性を高める大きなメリットをもたらす。本セクションでは、資本基準の調和、国境を越えた監督上の協調関係の改善、投資家や格付機関に対する透明性の向上、および保険契約者保護の向上など、ICSの導入により期待されるメリットについて概説する。これらのメリットは、ICSが保険業界とそのステークホルダーにとって長期的にプラスに働くことを示しており、より強靱なグローバルな保険セクターの育成に繋がる。

8.1 調和

57. ICSは、グローバルに認知され、受け入れられている最低基準を提供することで、IAIGの資本充分性の評価における一貫性と比較可能性の向上を促進するであろう。こうした調和は、保険会社にとってより公平な競争条件をもたらし、規制の複雑さを軽減し、業務効率を高めるはずである。

8.2 国境を越えた監督上の協調の促進

58. ICSは、規制・監督当局間の監督協力の強化を促進するであろう。本店所在地および受入地の監督者は、共通の言語と指標を用いて、グループのソルベンシーを評価できるようになるであろう。管轄区域を超えたこのような調整および結果の比較可能性は、規制の恣意的運用を減らすだけでなく、IAIGを対象とした基準を引き上げることになるであろう。

ICSの潜在的な重要性は、世界中の多様なIAIGに適用されることに及ぶ。2024年10月30日現在、様々な大陸の関連GWSによって、北米、南米、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、オセアニアにおいて、グローバルに事業を展開する59のIAIGが指定されている。

様々な大陸にIAIGが存在することは、ICSが国際的な広がりを持つ可能性を示唆している。

8.3 投資家と格付機関に対する透明性

59. ICSの導入により、投資家や格付機関に、国際的に活動する保険グループのソルベンシーを評価・比較するための標準化された尺度を提供することができる。現在、共通の尺度がないため、投資家や格付機関を含む市場参加者は国境を越えて活動する保険グループの財務力とリスク・プロファイルを評価することが困難となっている。ICSはこのギャップを埋め、投資家や格付機関がより多くの情報に基づいた意思決定を行うことを可能にし、これによって保険業界の市場規律を高めることが可能となる。

8.4 保険契約者保護と市場の安定性の向上

60. ICSはグローバルな保険市場の安定に貢献するであろう。ある特定地域におけるショックが波及して、グローバル化した保険市場において保険グループの安全性と健全性を脅かすリスクを潜在的に軽減することによって、ICSは様々な地域における保険契約者の保護に役立つであろう。ICSが提供する最低基準は、支払不能となる可能性を減らし、消費者の信頼を高めることを意図している。

ICSを導入することで、保険のエコシステム全体に対するメリットが期待できる。これには、保険業界、監督者、保険契約者、投資家および格付機関に対するメリットも含まれる。ICSは、世界中の保険契約者に対し、より良いサービスをと保護を提供する、より強靱なグローバルな保険セクターを支援するであろう。